

令和5年6月2日
不動産・建設経済局
土地政策審議官部門土地政策課

地域での土地対策への取組を支援します！

～所有者不明土地や低未利用土地の対策への取組の募集を開始します～

国土交通省では、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定円滑化、普及・定着等に向けた活動について、モデル調査を通じた支援を行っています。

本日より、令和5年度の所有者不明土地や低未利用土地の対策への取組を募集します。

1. 事業概要

所有者不明土地の「利用の円滑化の促進」と「管理の適正化」について対応を図るとともに、これらの取組を支える「推進体制の強化」のための措置を講じることとした、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が令和5年4月1日に全面施行されました。本事業は、「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」の指定円滑化や、指定法人としての役割の定着に資する、先導的な取組等を行う特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、民間事業者等の活動について、国がその費用の一部を支援し、支援を通じて得られた知見や成果等を活用するものです。

応募要件等の詳細については、募集要領・応募様式を御覧ください。

募集要領等掲載先：

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo02_hh_000001_00057.html

2. 応募方法

応募事業の内容に応じて、令和5年6月30日（金）17時又は7月14日（金）17時までに、電子メールにより応募書類を以下の事務局宛てに提出してください。

【事務局】

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-1-22

株式会社日本能率協会総合研究所 地域政策研究部 地域政策研究チーム

担当：村木、前原

E-Mail: syaken_02★jmar.co.jp （★を@に変えて送信してください）

（本事業の応募に関するお問い合わせ・御質問は事務局までメールでお願いします。）

【本報道発表に関する問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局

土地政策審議官部門 土地政策課 武藤、西堀、狩野

TEL: 03-5253-8111（内線 30635）、03-5253-8290（直通）